

いろど
彩りコミュニティ

IRODORI COMYUNAS

埼玉県行政書士会情報誌

冬号
Vol.13

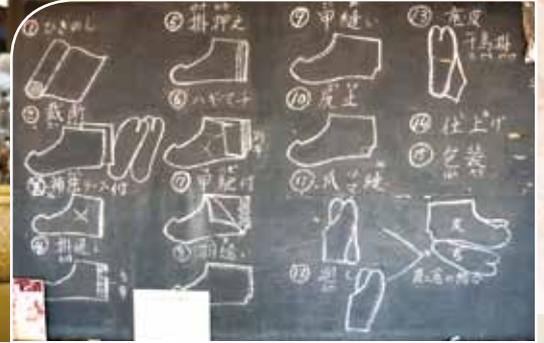
【巻頭グラビア特集】

足袋で旅する行田

- 相続のしくみが変わります
- 埼玉県行政書士会のご紹介
- 行政書士定期無料相談会

たび 足袋づくり

「足袋とくらしの博物館」では



伝統の技術で作られる足袋づくり

足袋作りは 13 ~ 14 の工程を分業で行い、完成するまでには9種類のミシンを使用します。

1

《裁断》

重ねた生地を金型で打ち抜きます。



2

《通し》こはぜ (留め具) をかける太い糸を表生地に通します。



3

《押さえ》

通した糸が動かないように止め縫いをします。



4

《こはぜ付け》こはぜ (留め具) を縫い付けます。



5

《尻止め》かかとを丸い止め縫いにします。



する行田

足袋づくりの見学ができます。

行田名物足袋の歴史

行田は木綿の産地で、近くに中山道が通っていたことから、旅行や作業用の足袋づくりが盛んになったと考えられています。明治時代になるとミシンが使われるようになり、足袋の生産量は増大しました。また忍商業銀行や行田電燈株式会社が設立されたことで、資金も安定し、ミシンの動力化も進み、名実ともに行田は日本一の足袋のまちとなりました。昭和13年(1938)の足袋生産量は8,400万足で、これは全国生産のおよそ8割を占めていました。



6

《爪》 指先のふくらみをつけながら、表と底を縫い合わせます。



7

《廻し》 爪以外の部分の表と底を縫い合わせます。



8

《千鳥》 廻し縫いをした外側をからみ縫いにします。



☆自分だけのオリジナルの足袋を作ってもらえます。



9

《仕上げ》

木型に入れて木槌でたたき形を整え、最後にアイロンをかけて完成です。



写真撮影：埼玉県行政書士会広報部

CONTENTS

《巻頭グラビア》

- 2～4……足袋で旅する行田
- 5………行田のシンボル 忍城
- 6………地上50mから眺める絶景 田んぼアート
- 7………行田のグルメを楽しもう！

特集

- 8………四季を彩る行田の花
- 9………行田の風物詩 まつり
- 10………相続のしくみが変わります
- 12………埼玉県行政書士会のご紹介
- 14………行政書士定期無料相談会

◎協力・写真提供：行田市、行田市郷土博物館、NPO法人ぎょうだ足袋蔵ネットワーク、行田レインボーネットワーク
◎取材・本文写真撮影：島村かほる、関口哲雄、早坂舜、吹井久仁子



表紙写真
梅園
(埼玉県秩父市)
写真撮影：
関口 哲雄

足袋とくらしの博物館 展示室(2階)

昔の足袋づくりの道具や足袋の商標などが展示されています。



My足袋作り体験

開催日 / 毎月第2日曜

- 開催時間：13時～15時
(所要時間/2時間)
- 参加費：一足 2,500円
- 定員：4名
- 要予約：☎048-556-5171
(※土日 10時～15時のみ)
(時間外はメールでお問い合わせをお願いします)
E-mail : gyoda@tabigura.net

足袋とくらしの博物館

「力弥足袋」の商標で知られた牧野本店の工場を再活用し、全盛期の行田の足袋工場の様子を再現しています。

行田市行田1-2
開館日：土曜・日曜(10時～15時)
入館料：200円(小学生100円)



行田のまち歩きに、ぜひ訪れたい所がココ！

まちづくりミュージアム

行田市街地にある「栗代(クリダイ)蔵」を改装し、2009年2月にオープンしました。1階は行田市内の見所や食べ物などのマップの配布や案内所になっており、2階は足袋商店の足袋蔵として使われた蔵の歴史を感じられるギャラリーになっています。



行田市行田5-15 ☎048-552-1010
毎日開館(12/29～1/3、8/13～8/16は休館)
開館時間：10時～16時 入館料無料

関東七名城にも謳われた城

行田のシンボル

忍城 おし じょう



忍城御三階櫓

明治6年に取り壊されたものを再建

忍城址は15世紀後半に築城され、戦国の動乱にも落城せず、石田三成の水攻めにも耐えた名城です。明治維新の際に廃城とされ、建物は壊されましたが、忍城本丸の跡地に郷土博物館が建設され、周囲も公園として整備されました。



時鐘

忍城二ノ丸にあった鐘



伝進修館表門

藩校「進修館」の表門であったと伝えられる門

写真撮影：埼玉県行政書士会広報部

郷土博物館

行田市の歴史には、三つの大きな特色があります。さきたま古墳群などの古代の歴史と文化、次に忍城の城下町としての中世・近世の歴史と文化、三つ目は明治以降の基幹産業であった足袋づくりです。常設展示では、この特色を四つのコーナーで紹介し、「行田の歴史と文化」を理解できるようになっています。

行田市本丸17-23

開館時間：9時～16時30分（入館16時まで）

休館日：月曜日（祝日・休日は開館）、祝祭日の翌日

（土・日は開館）、毎月第4金曜日

（テーマ展・企画展開催中は開館）、年末年始

入館料：大人200円（団体160円）

高大生100円（団体80円）

小中生50円（団体40円）



写真提供：行田市郷土博物館

「行田の歴史と文化」がテーマの博物館

地上50mから眺める絶景 田んぼアート

世界最大の田んぼアート
ギネス世界
記録[®]認定!!

田んぼアートでは、「古代蓮の里」東側の水田をキャンバスとして色彩の異なる稲を植え付け、文字や図柄等を表現しています。毎年田植えの経験者やボランティアの人たちが参加して行っており、2018年で11回目を迎えました。

H27年 未来へつなぐ古(いにしえ)の軌跡



写真提供：行田市

H30年 大いなる翼とナスカの地上絵



写真提供：行田市

約28,000㎡(2.8ha)の
広さに展開する地上絵

H29年 イナダヒメノミコトとスサノオノミコト



写真提供：行田市

田んぼアートは、古代蓮会館展望室より
ご覧になれます。

古代蓮の里 古代蓮会館

行田市大字小針 2375-1

☎ 048-559-0770

<http://www.ikiiki-zaidan.or.jp/kodaihasu/>

行田のグルメを楽しもう!

ご当地グルメ

もちもちした食感 **ゼリーフライ**

- ジャガイモ、おからをベースに小判型にして揚げた行田のソウルフード。名前の由来は銭の形に似ていたことから「^{ぜに}銭フライ」がなまって「ゼリーフライ」となったなど諸説あります。



市内のお肉屋さんや
飲食店などで
販売しています。

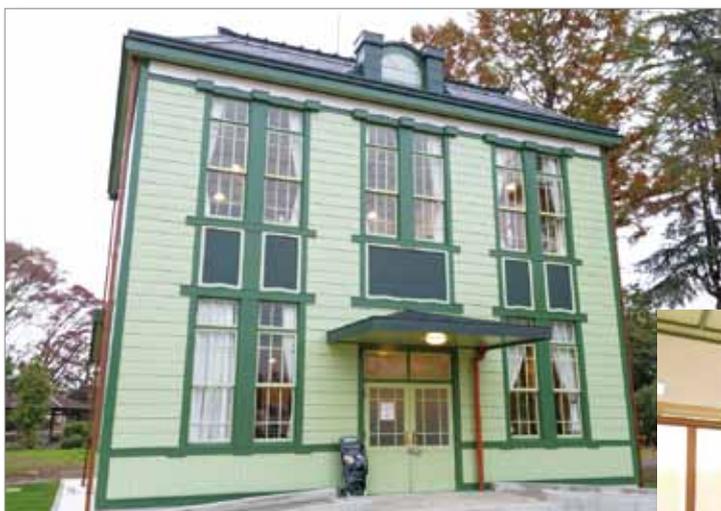


写真提供：行田市

お好み焼き風 **フライ**

- フライといっても油で揚げるわけではなく、小麦粉を水で溶き、鉄板の上で薄くのばし、ネギ・豚肉・卵などの具をのせて焼いたもの。足袋工場の女工さんたちのおやつとして人気となった行田のご当地グルメです。

行田に家族連れで楽しめるカフェが誕生



レトロな感覚で憩う…

ヴェール カフェ (Vert Café)

行田市指定有形文化財「旧忍町信用組合店舗」を移築して作られたカフェ。大正時代に建てられたコロニアル様式の建物で、ゼリーフライや古代米カレーなどのグルメを楽しむことができます。



広々としたキッズスペースや授乳室・おむつ替えスペースもあるので子供連れでも安心して利用できます。



行田古代米カレー

古代米を使用したレトロなチキンカレー

和ていらみすと忍町コーヒー



OPEN 11:00 ~ 16:00 L.O 食事/14:30、ドリンク・デザート/15:30
定休日/木曜日・祝日 行田市水城公園2305 ☎ 048-556-4330

四季を彩る行田の花



写真提供：行田市

忍城の桜(忍城址)

春にはソメイヨシノやオオシマザクラ等が咲き誇ります。忍城と桜のコントラストは絶景です。また、池に映る桜の美しさも格別です。

行田市本丸 17-23



古代蓮(古代蓮の里)

古代蓮の里は、行田の「市の花」で「市指定天然記念物」でもある「古代蓮(行田蓮)」をシンボルとした公園です。古代蓮の見頃は6月下旬～8月上旬です。園内には地上50mの展望室もあります。

● 問い合わせ：古代蓮会館
行田市大字小針 2375-1
☎ 048-559-0770

夏

写真撮影：早坂 舜

ホテイアオイ(水城公園)

水城公園は、昭和39年4月に開園した県内でも最も古い公園のひとつです。ホテイアオイは、浮き袋のような丸い葉が七福神の布袋様のお腹に似ていることからこの和名がつけました。9月～10月の園内「あおいの池」ではホテイアオイが一面を埋め尽くします。

行田市水城公園 1249



秋



写真撮影：関口哲雄



夏

写真提供：行田市

市民祭・行田浮き城まつり

7月の最終土日に開催される市民まつりです。土曜日は前夜祭として、ステージイベントやフリーマーケットが開催されます。日曜日には勇壮な神輿と山車で祭りを盛り上げ、クライマックスには6台の山車による迫力あるたたき合いも行われます。

- 問い合わせ：行田市
浮き城まつり実行委員会 松井
☎080-3150-7282
※開催日：7月最終土曜日・日曜日

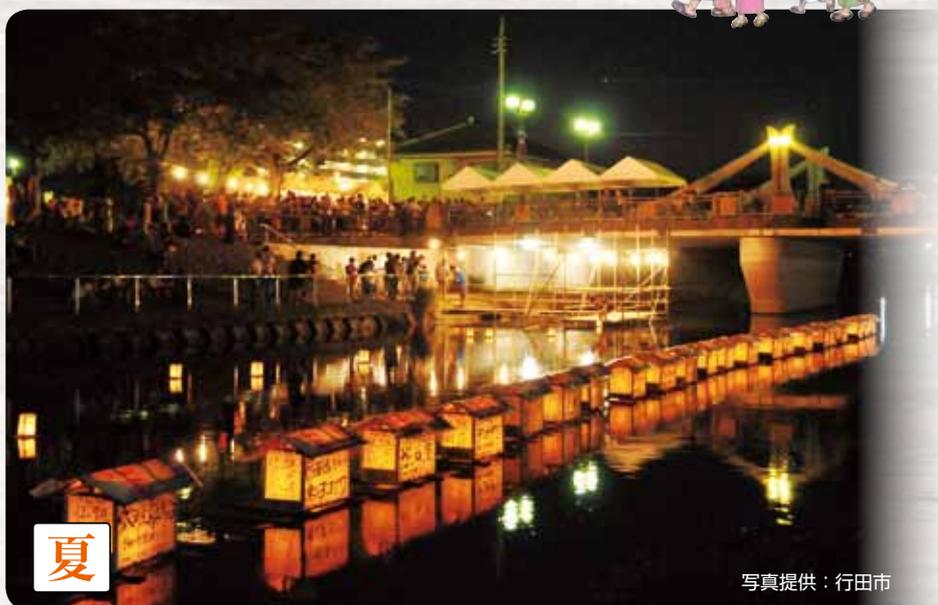


行田の風物詩まつり

とうろう流し納涼大会

護国英霊・三界萬霊・有縁無縁一切の灯籠を流すことで、家内安全などを願うお祭りです。小型の灯籠を購入し、流すことができます。

- 問い合わせ：行田市観光協会
行田市本丸 2-5
行田市役所 商工観光課内
☎048-556-1111
※開催日：毎年8月16日



夏

写真提供：行田市



写真提供：行田市

秋

行田商工祭(忍城時代まつり)

甲冑姿の武将にふんした市民らが市中心部を練り歩く「歴代忍城主武者行列」がみどころです。忍城址では火縄銃演武や菊花展も開催されます。

- 問い合わせ：行田商工会議所
行田市忍 2-1-8
☎048-556-4111
※開催日：毎年11月上旬



写真提供：行田市

相続のしくみが変わ

「民法」のなかで相続に関するルールを定めている部分を「相続法」といいます。この「相続法」が平成30年7月、40年ぶりに大きく改正されました。新しい権利が作られたり、相続手続きが行いやすくなるなど様々な改正点がある中から、主なものをご紹介します。

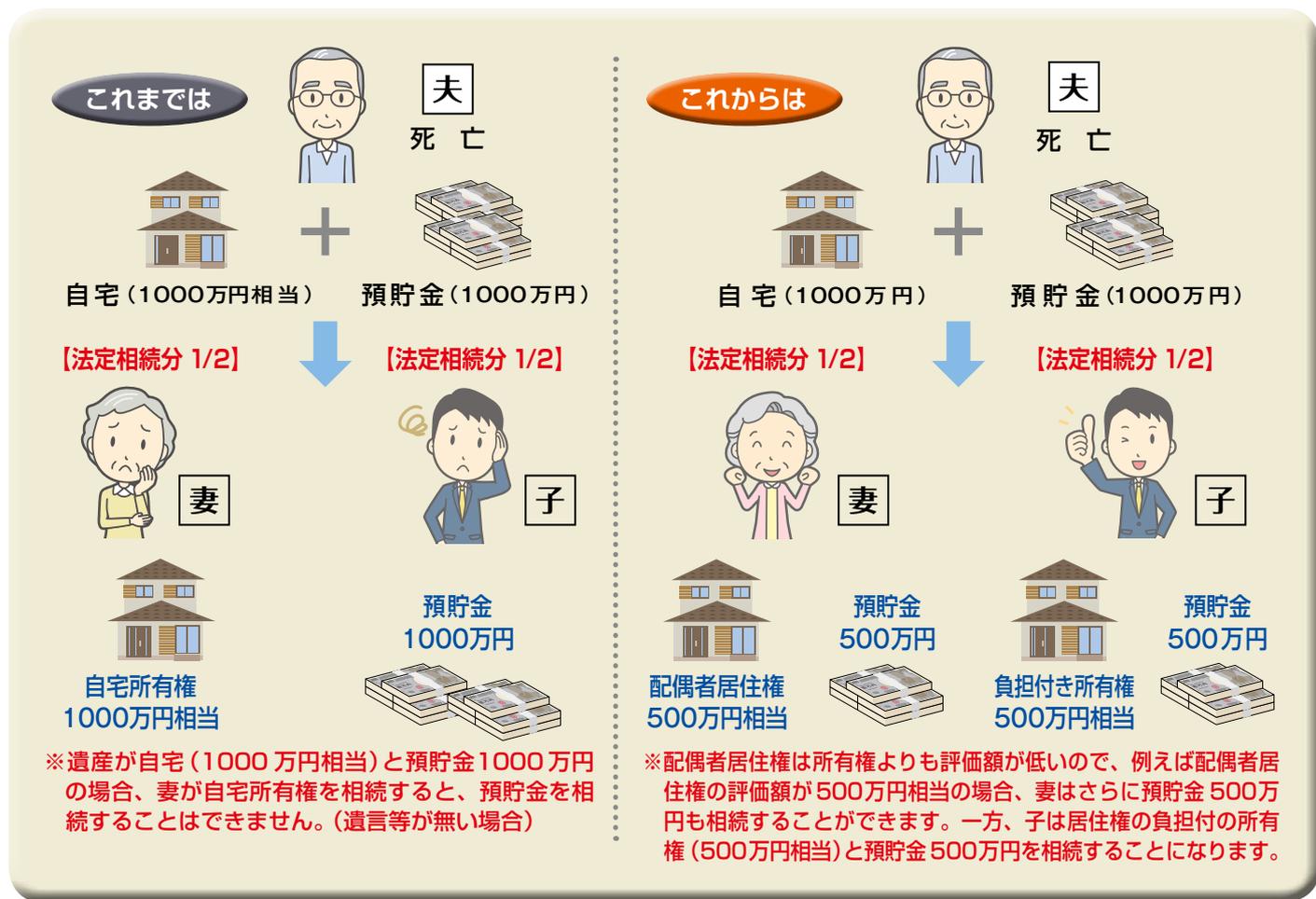
平成30年7月13日から2年以内に施行

New 「配偶者居住権」が新設されました

夫または妻が亡くなった時、亡くなった方の所有していた不動産に住む配偶者が、生涯（または一定期間）その不動産を無償で使用できる権利です。

これまでは 配偶者が不動産の「所有権」を相続した場合、その他の預貯金などの相続できる財産が少なくなっていました。

これからは 「配偶者居住権」は不動産の使用収益に限定された権利です。「所有権」よりも相続時の評価額が低いため、その分預貯金など他の財産を多く相続することができます。



ります



平成 30 年 7 月 13 日から 1 年以内に施行

New 結婚期間が 20 年以上の夫婦間でおこなった居住用不動産の贈与

これまでは

夫婦間で居住用不動産を生前贈与等した場合、遺産を先に受け取っていたことになり、相続の時には贈与を受けた不動産を遺産に加えて相続分を計算する必要がありました。

これからは

結婚期間が 20 年以上の夫婦間での居住用不動産の贈与の場合は、相続時に遺産として計算しなくてもよいことになりました。

平成 30 年 7 月 13 日から 1 年以内に施行

New 遺産分割前に被相続人の預貯金の一部払い戻しができるようになります

これまでは

遺産分割協議が調わなければ、預貯金を引き出すことができませんでした。そのため、当面の生活費や葬儀費用などの支払いができないなどの問題がありました。

これからは

分割協議前でも、一定額に限り相続人が単独で引き出すことができますようになります。

平成 31 年 1 月 13 日施行

New 自筆証書遺言に添付する相続財産の目録をパソコンで作成することが可能になります

これまでは

添付する目録を含めて全てを自分で書かなければなりませんでした。

これからは

相続財産の目録についてはパソコンで作成したり、通帳のコピー等の添付もできるようになります。



平成 30 年 7 月 13 日から 2 年以内に施行

New 法務局で自筆証書遺言を保管することができるようになります

これまでは

自宅に保管していた場合、紛失するなどの可能性がありました。

これからは

法務局に遺言者本人が保管申請をすることで、紛失・改ざんのおそれなくなります。また、家庭裁判所による検認を行う必要がなくなります。

相続法改正の詳細、施行時期などわからないことは「街の身近な法律家」行政書士にご相談ください。



暮らしと事業のお困りごとは、 行政書士にお任せください!

暮らしの相談

① 内容証明

貸金返還請求・滞納賃料の
支払請求・債権譲渡 など

さまざまなお相談に
お応えします。

② クーリングオフ

訪問販売・マルチ商法
など

③ 交通事故

自賠責保険金請求・
事故調査報告書作成 など



④ 各種契約書

金銭消費貸借契約書・
売買契約書・賃貸契約書
作成など

⑤ 相続・遺言

遺産分割協議書・
遺言書案作成・相続人・
相続財産の調査 など

⑥ 成年後見

任意後見契約書案作成・
後見制度の相談 など

⑦ 離婚

離婚協議書作成 など

事業の相談

① 建設業

建設業許可申請・経営規
模等評価申請及び総合評
定値請求申請 など

② 農地・土地

農地転用許可申請・
農地法届出・開発行為
許可申請 など

③ 産業廃棄物

産業廃棄物処理業許可申請
(収集運搬・中間処分) など

④ 自動車

自動車登録申請・出張
封印代行・自動車保管
場所証明書 など

⑤ 運送業

一般貨物自動車運送事業
経営許可申請・貨物自動車
運送事業営業報告 など

⑥ 宅建業

宅地建物取引業者
免許申請・宅地建物取引
士資格登録申請 など

⑦ 法人設立

株式・合名・合資・合同会社・
医療・宗教・一般社団・
NPOの設立 など

⑧ 国際業務

在留資格認定証明書
交付申請・永住許可申請・
帰化許可申請

⑨ 風俗

風俗営業許可申請
(キャバクラ・マージャン・
パチンコ店) など

お近くの行政書士をご活用ください！

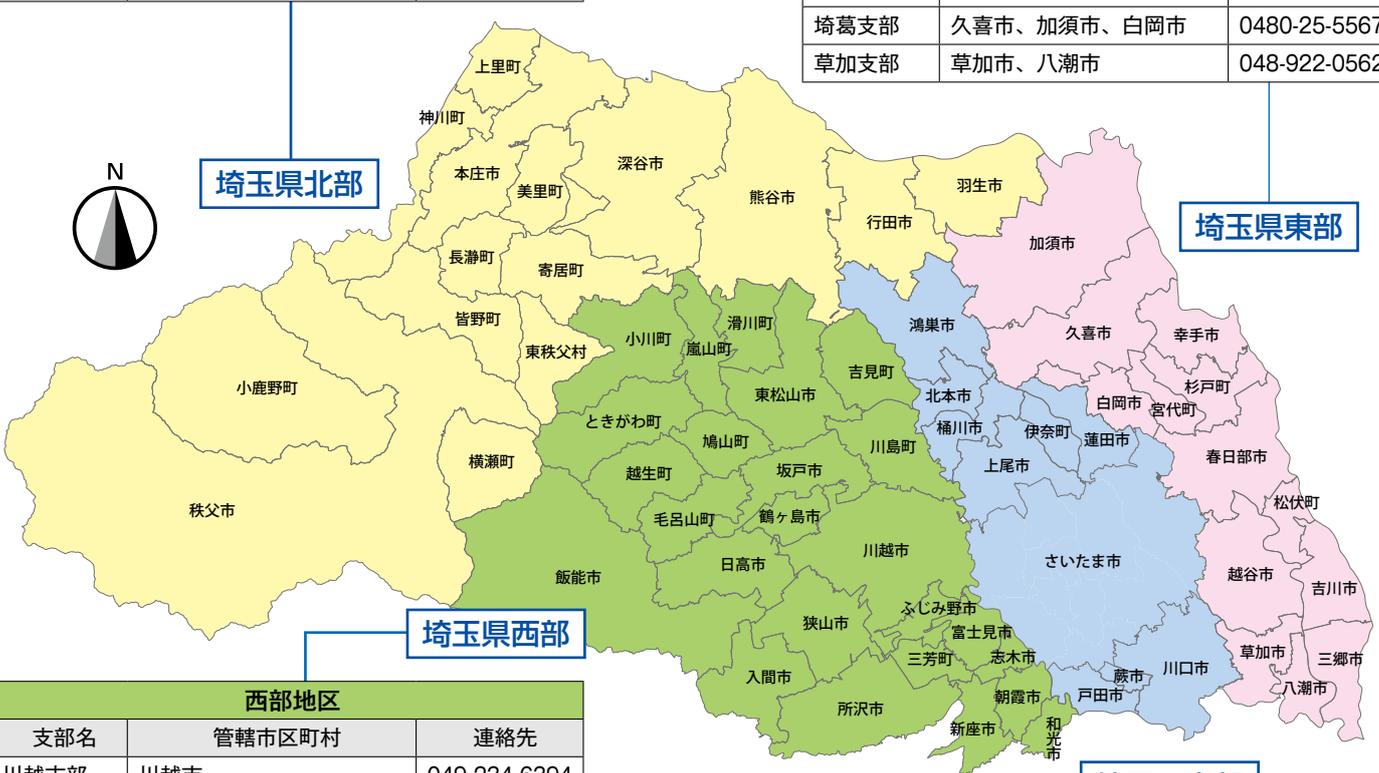
ホームページからも会員を探せます。



埼玉県行政書士会 ☎ 048-833-0900

北部地区		
支部名	管轄市区町村	連絡先
熊谷支部	熊谷市	048-524-7003
県北支部	深谷市、本庄市、美里町、神川町、上里町、寄居町	050-1390-1995
秩父支部	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村	0494-22-2624
埼玉支部	行田市、羽生市	048-554-2702

東部地区		
支部名	管轄市区町村	連絡先
春日部支部	春日部市、幸手市、杉戸町、宮代町	048-746-4581
越谷支部	越谷市	048-940-3455
吉川支部	吉川市、三郷市、松伏町	048-992-0743
埼玉支部	久喜市、加須市、白岡市	0480-25-5567
草加支部	草加市、八潮市	048-922-0562



西部地区		
支部名	管轄市区町村	連絡先
川越支部	川越市	049-234-6394
東松山支部	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町	0493-62-2622
東入間支部	ふじみ野市、富士見市、三芳町	049-251-7361
狭山支部	狭山市、入間市	04-2952-2949
所沢支部	所沢市	090-4844-7120
飯能支部	飯能市、日高市	042-989-9909
西入間支部	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町	049-289-7144
朝霞支部	朝霞市、志木市、新座市、和光市	048-462-2666

南部地区		
支部名	管轄市区町村	連絡先
浦和支部	さいたま市浦和区・緑区、南区・桜区・中央区	048-833-1106
川口支部	川口市、蕨市、戸田市	048-262-6008
大宮支部	さいたま市大宮区・西区、北区・見沼区	048-682-3305
上尾支部	上尾市、桶川市、伊奈町	048-773-9531
岩槻支部	さいたま市岩槻区、蓮田市	048-795-0536
鴻巣支部	鴻巣市、北本市	048-541-1459

行政書士定期無料相談会

	会 場	実施日	時 間	お問い合わせ先
あ	上尾市役所 (要予約)	毎月第3火曜日	13:00 ~ 16:00	市民相談室 048-775-4643
	上尾支部事務所	毎週 火・木・土	12:00 ~ 16:00	上尾支部 048-776-3367
	上尾支部事務所 (レディースデイ)	毎月15日 (相談者・相談員とも女性のみ)	9:30 ~ 12:00	
	朝霞市産業文化センター	日程は朝霞支部にお問い合わせください		朝霞支部 048-462-2666
	伊奈町役場	毎月第3水曜日	13:00 ~ 16:00	住民相談室 048-721-2111(代)
	入間市役所 (要予約)	毎月第2・第4火曜日	13:00 ~ 15:40	市民相談室 04-2964-1111(代)
	小川町役場	毎月第2金曜日	9:00 ~ 12:00	防災地域 支 援 課 0493-72-1221(代)
	桶川市役所	月初開庁日	13:00 ~ 16:00	秘書広報課 048-786-3211(代)
か	春日部市役所	毎月第3火曜日	13:30 ~ 16:00	春日部支部 048-812-5092
	加須市市民プラザかぞ 3階会議室	毎月第1金曜日(祝日 の場合は第2金曜日)	(原則) 13:30 ~ 16:00 ※10:00 ~ 15:00の場合もあり	市民相談室 0480-62-1111(代) 内線 117
	〃 騎西総合支所 2階会議室	お問い合わせください	お問い合わせください	騎西総合支所地域振興課 0480-73-1111(代) 内線 123
	〃 北川辺文化・学習 センター (みのり) 研修室	お問い合わせください	お問い合わせください	北川辺総合支所地域振興課 0280-61-1200(代)
	〃 大利根総合支所 のぎく会議室	お問い合わせください	お問い合わせください	大利根総合支所地域振興課 0480-72-1111(代)
	川口市役所 (要予約)	毎月第1・第3水曜日	13:30 ~ 16:00	市民相談室 048-258-1110(代)
	川越市役所	毎月第4木曜日	10:00 ~ 16:00	広聴課 049-224-5022
	川越市・クラッセ川越 国際交流センター	毎月第4土曜日	13:00 ~ 18:00	在留資格・VISAの相談 川越市役所国際文化交流担当 049-224-5506
	川島町役場	奇数月の第3水曜日	10:00 ~ 12:00	総務課 049-299-1753
	北本市文化センター	日程は鴻巣支部にお問い合わせください		鴻巣支部 048-541-1459
	行田市 VIVAぎょうだ	毎月第2水曜日(要予約)	13:00 ~ 16:00	埼玉支部 048-554-2702
	行田商工会議所	奇数月の第4水曜日(要予約)	13:00 ~ 16:30	指導課 048-556-4111
	久喜市 ふれあいセンター久喜	毎月第3水曜日	18:00 ~ 20:00	久喜市役所生活安全課 0480-22-1111(代) 内線 2633
	久喜市鷲宮総合支所	毎月第3水曜日	14:00 ~ 16:00	
	〃 栗橋総合支所			
	〃 菖蒲総合支所			
	熊谷市役所	毎月第1月曜日	13:00 ~ 16:00	市民相談室 048-524-1111(代)
	鴻巣市民活動センター	日程は鴻巣支部にお問い合わせください		鴻巣支部 048-541-1459
	越谷市中央市民会館	毎月第1金曜日	10:00 ~ 15:00	くらし安心課 048-963-9156
	さ	さいたま市北 区 役 所	毎月第4木曜日	13:30 ~ 16:30 ※市内在住者対象 年度内1人1回に 限ります
〃 大宮区役所		毎月第3火曜日	くらし応援室 048-646-3026	
〃 中央区役所		毎月第3金曜日	くらし応援室 048-840-6026	
〃 南 区 役 所		毎月第2火曜日	くらし応援室 048-844-7136	
〃 緑 区 役 所		毎月第1木曜日	くらし応援室 048-712-1137	
〃 岩槻区役所		毎月第4水曜日	くらし応援室 048-790-0128	
坂戸市役所		毎月第2火曜日	10:00 ~ 12:00	

県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。なお、会場によっては事前予約が必要となります。また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お問い合わせの上、ご来場ください。

	会 場	実施日	時 間	お問い合わせ先
さ	幸手市役所	毎月第3火曜日	13:30～16:00	春日部支部 048-812-5092
	狭山市役所	毎月第4水曜日	13:00～15:00	市民相談室 04-2953-1111
	白岡市 はびすしらおか	毎月第3水曜日	14:00～16:00	埼玉葛支部 0480-25-5567
	杉戸町役場	奇数月の25日	13:30～16:00	春日部支部 048-812-5092
	草加市役所(要予約)	毎月第4木曜日	9:00～12:00	広聴相談課 048-922-0566
た	秩父市役所	毎月第2火曜日	13:00～15:00	市民生活課 0494-25-5200
	鶴ヶ島市役所	毎月第2・第4木曜日	13:00～16:00	地域活動推進課 049-271-1111(代)
	ときがわ町 生き生き活動センター	H31.1/21・3/18	10:00～12:00	家族相談支援センター 0493-66-0222
	所沢市役所	毎月第1・第3火曜日	10:00～12:00	所沢支部 04-2936-8648
	戸田市役所	偶数月の第3月曜日	10:00～12:00	防犯くらし交通課 048-441-1800(代)
な	長瀬町役場	毎月第3月曜日	13:00～15:00	総務課 0494-66-3111(代)
	滑川町役場	奇数月の第4木曜日	10:00～12:00	東松山支部 0493-62-2622
は	蓮田市役所	毎月第3火曜日	13:30～15:30	広報広聴課 048-768-3111
	鳩山町役場	偶数月の第4水曜日	9:00～12:00	総務課 049-296-1214
	羽生市商工会(市民プラザ内)	毎月第2火曜日(要予約)	13:00～16:00	羽生市商工会 048-561-2134
	羽生市役所	毎月第4火曜日(要予約)	13:00～16:00	市民生活課 048-561-1121
	飯能市民活動センター (丸広百貨店7階)	偶数月の第2水曜日	13:30～15:30	飯能支部 042-989-9909
	東松山市役所分室	偶数月の第3木曜日	13:10～16:40	広報広聴課 0493-21-1414
	日高市生涯学習センター	奇数月の第2水曜日	13:30～15:30	飯能支部 042-989-9909
	深谷商工会議所	毎月第4水曜日	9:00～12:00	経営支援課 048-571-2145
	富士見市鶴瀬公民館	12/12	10:00～16:00	正木事務所 049-251-3966
	〃 南畑公民館	H31.2/13		
	ふじみ野市役所本庁舎	毎週月・水・金	13:00～16:00	市民総合相談室 049-262-9025 (市内在住・在勤者対象、要予約)
	〃 大井総合支所	毎週火・水・木・金		
	本庄商工会議所	毎月第4水曜日	13:00～16:00	本庄商工会議所 0495-22-5241
ま	宮代町役場	偶数月の第3木曜日	13:30～16:00	春日部支部 048-812-5092
	三郷市青少年ホーム	毎月第4火曜日	13:30～15:30	広聴室 048-930-7724
	三芳町役場	H31.1/23・3/27	10:00～16:00	渡邊事務所 049-292-9948
	毛呂山町役場	毎月第3水曜日	10:00～15:00	総務課 049-295-2112(代)
や	八潮市役所	毎月第3月曜日	13:00～16:00	秘書広報課 048-996-2111
	吉川市民交流センター おあしす	毎月第1木曜日	13:30～15:30	庶務課 048-982-9458
	吉見町勤労福祉センター	奇数月の第3木曜日	14:00～16:00	東松山支部 0493-62-2622
	寄居町商工会	偶数月の第2金曜日	13:00～16:00	寄居町商工会 048-581-2161
ら	嵐山町役場	偶数月の第3木曜日	10:00～12:00	地域支援課 0493-62-2152
わ	蕨市役所(要予約)	毎月第4水曜日	13:00～15:00	市民活動推進室 048-433-7745

たのんでよかった! 行政書士

お気軽にご相談ください

事業に関する相談

- 法人設立 ●建設業許可 ●宅建業免許
- 運送業許可 ●風俗営業許可
- 産業廃棄物処理業許可

暮らしに関する相談

- 相続・遺言 ●各種契約書
- 帰化・在留手続 ●内容証明
- 交通事故 ●成年後見



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん



埼玉県行政書士会

TEL.048-833-0900 FAX.048-833-0777

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11(行政書士会会館)

法務大臣認証第114号 行政書士ADRセンター埼玉 TEL.048-833-1132